

日本総合病院精神医学会
専門医制度規則 施行細則

第1章 本施行細則の趣旨

第1条 日本総合病院精神医学会専門医制度規則（以下、規則）の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本施行細則に従うものとする。

第2章 制度運営

第2条 専門医制度委員会の事務は、日本総合病院精神医学会事務局において行う。

第3条 専門医制度委員会は専門医制度委員会業務の調整及び総括、広報、理事会との連絡調整ならびに専門医制度委員会業務に関する緊急事項の処理、その他必要な業務を行う。

2 専門医研修小委員会は、卒後研修の目標、内容を定め、検討し、卒後研修に必要な業務を行う。

3 専門医試験小委員会は、専門医認定試験の実務、運営を担当し、専門医認定試験に関する必要な業務を行う。

4 専門医等認定小委員会は、専門医認定試験受験資格審査、研修施設の認定条件審査および指導医要件審査、更新審査、その他の必要な業務を行う。

第3章 専門医の認定および更新

第4条 専門医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一 専門医認定申請書（様式1）。

二 履歴書（様式2-1）

三 医師免許証（写し）。

四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）

五 研修施設において規則第5条第三号の定める期間総合病院精神医学の研修を行い、本施行細則第11条の別表1に定める研修ガイドラインに従った研修を修了していることを示す指導医の証明書（様式3）。同表に定める研修すべき診療場面または疾患のうち経験した症例のリスト（様式4）。

六 本施行細則第12条に定めるケースレポートとリスト（8編）（様式5、6）。

七 専門医制度委員会専門医講習会参加証（写し）。

八 専門医認定試験合格証（写し）。

九 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。

2 前項第七号の専門医制度委員会専門医講習会および前項八号の専門医認定試験は申請日以前5年以内に受講または合格したものとする。

3 前項の施行は、令和7年4月1日とする。

第5条 専門医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一 専門医認定更新申請書（様式7）。

二 履歴書（様式2-2）。

三 専門医証（写し）

四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。

五 本施行細則第12条に定めるケースレポートとリスト（2編）（様式5、6）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式10）。

六 本細則別表3に定める更新認定審査料の振込証明書（写し）。

2 やむをえない理由があると認めるときは、前項第四号の学術活動に関する単位を過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料をそれと同等以上と認める資料で代替できる。

3 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第5条の2 専門医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めるときは、専門医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より5年間更新することができる。

2 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。

3 本条第1項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第4章 指導医の認定および更新

第6条 専門医指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一 専門医指導医認定申請書（様式8）。

- 二 履歴書（様式 2 - 2）。
 - 三 専門医証（写し）。
 - 四 本施行細則第 15 条の別表 2 に定める学術活動に関する単位を、過去 5 年間に 100 単位以上取得したことを証明する資料。
 - 五 本施行細則第 12 条に定めるケースレポートとリスト（2 編）（様式 5、6）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式 10）。
- 2 特定指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を 1 通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。
- 一 特定指導医認定申請書（様式 11）。
 - 二 履歴書（様式 2 - 1）。
 - 三 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを証明する資料。
 - 四 規則第 31 条第 2 項第二号に定める特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。
 - 五 本細則別表 3 に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。
- 3 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を 1 通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。
- 一 専門医指導医認定申請書（様式 16 - 1）。
 - 二 履歴書（様式 2 - 1）。
 - 三 医師免許証（写し）。
 - 四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）又は精神保健指定医証（写し）。
 - 五 特定指導医証（写し）
 - 六 本施行細則第 12 条に定めるケースレポートとリスト（8 編）（様式 5、6）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式 10）。
 - 七 専門医制度委員会専門医講習会参加証（写し）。
 - 八 専門医認定試験合格証（写し）。
 - 九 本細則別表 3 に定める特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料振込証明書（写し）。
- 4 専門医資格を有する特定指導医のうち、特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を 1 通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。
- 一 専門医指導医認定申請書（様式 16 - 2）。
 - 二 履歴書（様式 2 - 2）。
 - 三 医師免許証（写し）。
 - 四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）又は精神保健指定医証（写し）。
 - 五 特定指導医証（写し）

六 専門医証（写し）

5 特定指導医が他の特定研修施設に異動した場合は、特定指導医異動報告書（様式13）を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

第7条 専門医指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一 専門医指導医認定更新申請書（様式9）。

二 履歴書（様式2-2）。

三 専門医指導医証（写し）。

四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。

五 本施行細則第12条に定めるケースレポートとリスト（2編）（様式5、6）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式10）。

六 過去5年間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。

七 本細則別表3に定める更新認定審査料の振込証明書（写し）。

2 特定指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一 特定指導医認定更新申請書（様式12）。

二 履歴書（様式2-2）。

三 特定指導医証（写し）。

四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。

五 過去5年間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。

六 特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。

3 やむをえない理由があると認めるときは、本条第1項第四号及び第2項第四号の学術活動に関する単位を過去5年間に100単位以上取得と同等以上と認める資料で代替することができる。

4 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

5 本条第2項の特定指導医の認定更新時の学術活動に関する資料の提出は、令和4年3月31日までは提出を免除する。

第7条の2 指導医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認め

たときは、喪失した専門医または指導医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より5年間更新することができる。

2 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。

3 本条第1項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第5章 研修施設

第8条 規則第31条に定める研修施設は、次の各号の条件をすべて満たすことを要する。

- 一 指導医が常勤していること
 - 二 病床数100床以上の病院で内科、外科を標榜していること。
 - 三 精神科病床を有する施設においては、精神科病床が病床数の50%未満であること。
 - 四 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。
- 2 前項と同等の機能を有する施設

第9条 研修施設の認定を希望する場合には、指導責任者が、次の各号に定める書類を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 研修施設認定申請書（様式14）
 - 二 研修カリキュラムの内容に関する資料
- 2 研修施設の認定の更新は、5年ごとに行い、指導責任者が、次の各号に定める書類を1通、書留郵便もしくは電子ファイルにて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。
- 一 研修施設認定更新申請書（様式15）
 - 二 研修カリキュラムの内容に関する資料

第6章 審査結果の公示

第10条 専門医の認定及び更新、指導医の認定及び更新並びに研修施設の認定及び更新の審査結果の公示は、定款に定める公告のほか、本学会評議員総会、機関誌および本学会ホームページなどにおいて行う。

第7章 研修内容及びケースレポート

第11条 規則第5条第三号に規定する総合病院精神医学に関する研修は、別表1の一般

病院連携精神医学専門医研修カリキュラム整備要綱に従い作成され、本学会により認定された研修カリキュラムに従って行われる。

2 令和5年3月31日までに本学会により承認された研修プログラムに従って行われる研修は、前項の研修としてみなされる。

第12条 専門医の認定、専門医の認定更新、指導医の認定及び指導医の認定更新などの申請に必要なケースレポートについては別表4のケースレポート記載要領に従い記載する。

2 前項のケースレポート記載要領の改正については専門医制度委員会の決議で行い、理事会に報告する。

3 専門医更新認定、指導医の新規認定および更新認定については、専門誌に掲載された総合病院精神医学に関する論文を、筆頭著者の場合には論文1編がケースレポート2編に相当するものとして、共著者の場合には論文1編がケースレポート1編に相当するものとして、ケースレポートに代えて申請することができる。この場合には、申請の際に論文の別冊または写しを提出する。

4 専門医及び指導医資格の取得と認定更新のためには、すべてのケースレポートが専門医制度委員会の審査に合格しなければならない。

第9章 講習会、認定試験及び学術活動

第13条 専門医制度委員会専門医講習会および専門医認定試験を1年に1回以上実施する。

2 前項の専門医制度委員会専門医講習会の主題は、本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修内容に関するものとする。

3 本条第1項の専門医認定試験は筆記試験及び口答試験の形式で行い、本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修内容に関する知識を問うものとする。

第14条 専門医制度委員会指導医講習会を1年に1回以上実施し、その主題は本施行細則第11条の別表1の一般病院連携精神医学専門医研修カリキュラム整備要綱に従った研修指導の進め方等に関するものとする。

第15条 学術活動に関する単位については別表2のとおりとする。

第16条 講習会受講料、審査料及び更新料は別表3のとおりとする。

第10章 細則の改正

第17条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則

第1条 本細則は、平成27年4月1日から施行する。

平成28年11月24日改正、平成29年4月1日施行

平成29年5月13日改正、同日施行

平成29年8月7日改正、同日施行

令和2年9月5日改正、同日施行

令和4年10月27日改正、令和5年4月1日施行

令和5年3月8日改正、令和5年4月1日施行

別表1

一般病院連携精神医学専門医研修カリキュラム整備要綱（別掲）

別表2

学術活動に関する単位について（別掲）

別表3

講習会受講料、審査料、更新料について

1. 専門医講習会受講料・専門医認定試験受験料 10,000 円
2. 専門医および専門医指導医の新規認定審査料 20,000 円
3. 専門医および専門医指導医の更新認定審査料 10,000 円
4. 特定指導医の認定審査料および認定更新料は無料とする。
5. 特定指導医講習会受講料は無料とする。
6. 専門医指導医講習会受講料は無料とする。
7. 専門医制度規則第18条第3項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料 20,000 円
8. 専門医制度規則第19条第3項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料は無料とする。

別表4

ケースレポート記載要領（別掲）